

静岡県災害廃棄物処理計画

目次

□	背景及び目的.....	1
□	対象とする災害廃棄物と発生想定量.....	1
□	協力支援体制と各主体の役割.....	2
□	公費解体の実施.....	4
□	事務委託による廃棄物処理.....	4
□	災害廃棄物処理の実行.....	5
□	デジタル技術の活用.....	6
□	計画の見直し.....	6

平成 27 年 3 月(策定)

令和 2 年 7 月(改定)

令和 8 年 3 月(改定)



静岡県

□ 背景及び目的

背景

平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の西日本豪雨などの災害の教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。本県においても、令和 7 年台風第 15 号の影響を受け災害廃棄物対応に見舞われており、南海トラフ地震による影響も懸念される中、災害廃棄物対応への備えの重要性が増している。

目的

- 南海トラフ地震をはじめとする自然災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正かつ迅速に処理することにより、県民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資する。
- 災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする。

基本的な考え方

- 県の災害廃棄物処理実行計画策定のための考え方と、主に県が実施すべき事項等について整理する。
- 本計画は国の災害廃棄物対策指針及び静岡県第 4 次地震被害想定を踏まえた内容とする。
- 本計画は、実効性を確保するため、随時点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

□ 対象とする災害廃棄物と発生想定量

対象とする災害廃棄物

地震災害、水害及びその他の自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物をいう。

可燃物/可燃系混合物、 木くず、 畳・布団、 不燃物/不燃系混合物、
コンクリートがら等、 金属くず、 廃家電（4 品目）、
小型家電/その他家電（リチウムイオン電池を使用した製品）、
腐敗性廃棄物、 有害廃棄物/危険物、 廃自動車等、 その他適正処理が困難な廃棄物

災害廃棄物の推計

東日本大震災では 13 都道府県において約 2 千万トンの災害廃棄物と約 1.1 千万トンの津波堆積物が発生した。本県では、その総量を越える災害廃棄物の発生量が想定されている。

水害については、国又は県管理河川が氾濫した場合に発生する災害廃棄物発生量について、市町別に発生量を推計した（本編参照）。なお、本計画で示す水害による災害廃棄物発生量は、浸水想定区域図に基づいた最大規模の推計量である。発災時には、河川の破堤箇所により発生量が変わりうることに留意する。

表 災害廃棄物発生量の推計結果

単位：千トン

	災害廃棄物	津波堆積物	計	備考
レベル1 (東海地震)	34,032	1,679	35,711	発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2 (南海トラフ巨大地震)	41,243	9,233	50,476	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波

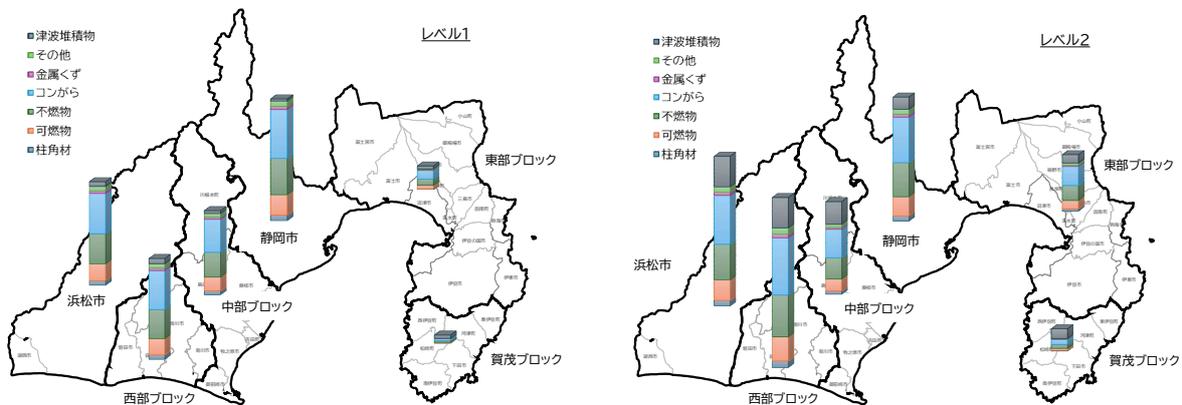


図 ブロック別災害廃棄物発生量(左レベル1、右レベル2)

□ 協力支援体制と各主体の役割

県内市町間は「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」に基づき、市町が個別調整、県が全体調整を行う。

県域を越えた体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」のほか中部圏、関東圏の個別協定に基づき、県が具体的な協力要請を行う。

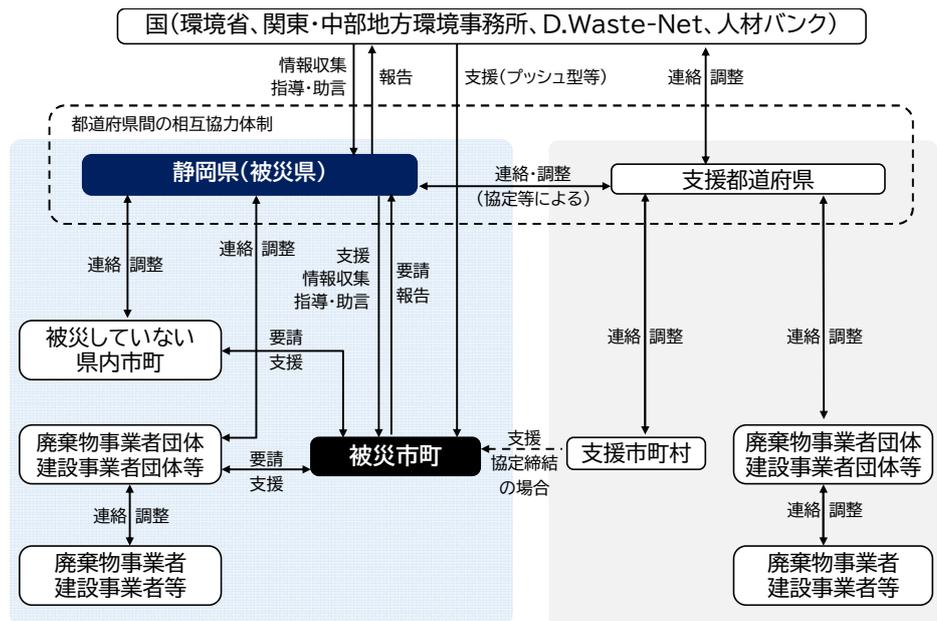


図 県内及び県外との協力・支援体制

表 各主体の役割

主体	事項	平常時	発災時			
			状況	発災直後	応急対応	復旧・復興
市町	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 関係機関との連絡体制の整備 支援協定の締結 	被災時	<ul style="list-style-type: none"> 専門チームの立ち上げ 責任者・指揮命令系統の確立 組織内外との連絡手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者や県と連携した体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の災害対策 住宅の耐震化 災害用トイレの確保 仮置場候補地の設定 災害時の廃棄物処理方針の検討、見直し 災害対策経験者リスト作成 広報・周知方法の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 被害状況把握、県への報告 関係団体等への協力・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置き 県及び市町、関係団体への支援要請 実行計画の策定 災害廃棄物処理の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> 実行計画の実施 復旧・復興計画と合わせた処理・再資源化 関係団体への支援要請 災害廃棄物処理の進捗管理
	—	—	支援時	<ul style="list-style-type: none"> 支援対策（組織・人員・機材等）を含む計画 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 支援の実施 災害対策経験者派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 支援の実施 長期支援の実施検討
県	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 関係機関との連絡体制の整備 支援協定の締結 	被災時	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の立ち上げ 被災市町との連絡手段の確保 広域的な協力体制の確保、周辺市町・関係省庁・民間事業者との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県内市町、事業者と連携した体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 事務委託手続の検討・災害対策経験者リスト作成 住宅の耐震化促進 市町の廃棄物処理施設の災害対策や市町災害廃棄物処理計画の見直し支援 		<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 被災市町のニーズ把握、国への報告 収集運搬・処理体制の支援・助言 災害廃棄物処理対策協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町の情報収集・支援要請 実行計画の検討支援 廃棄物処理の進捗管理（事務委託の場合） 実行計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町の情報収集・支援要請 廃棄物処理の進捗管理 県による復旧・復興等（事務委託の場合） 実行計画の実施
	—	—	支援時	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な視点からの支援対策（組織・人員・機材等）を含む計画 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 支援の実施 災害対策経験者派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 支援の実施 長期支援の実施検討
国	—	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の財政支援の制度化 効果的な廃棄物処理制度の検討 	—	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 情報確認、支援ニーズの把握 緊急派遣チームの現地派遣 廃棄物処理対策協議会の設置 広域的な協力体制の整備 国際機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 情報確認、支援ニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> 情報確認、支援ニーズの把握

□ 公費解体の実施

公費解体の実施体制

- 公費解体は、対応する時期や申請件数（解体・撤去棟数）によって、業者との契約形態や実施体制が異なることが想定される。
- また、解体・撤去棟数が多い場合は事務量が多くなることも想定されるため、市町は庁内他部局からの協力を得て体制を構築する。

表 業務委託先の例

項目	委託先の例
申請受付	アルバイト、人材派遣等
申請内容書類審査	補償コンサルタント、行政書士等
現地調査・立会い	補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量事業者等
解体費用の算出	補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量事業者等
解体工事の実施	業者や解体事業団体など

公費解体の制度設計

- 公費解体を実施するに当たり、市町は公費解体を実施するための制度設計を行い、それらを要綱・様式等として制定したのち、住民へ広報する。
- 県は、必要に応じて、環境省や解体事業者と協議し解体標準単価を設定し、被災市町村の単価策定業務の省力化、解体事業者への早期発注を促す。
- また、必要に応じて解体事業団体への要請を行い、被災市町への支援を行う。

□ 事務委託による廃棄物処理

災害廃棄物処理における基本的な考え方

- 災害廃棄物の処理主体は市町である。
- ただし、市町の被害状況や災害廃棄物の発生量等から、市町による処理が非常に困難な場合には、市町からの要請を受けて、事務委託により県が処理を代行する。
- 被害が甚大で、災害廃棄物の量に対し市町の処理能力が明らかに不足している場合等については、市町からの要請を待たずに、事務委託も含めた必要な支援を開始する。
- 上記判断の目安として、各市町の災害廃棄物量相対値(年)^{*}を考慮する。
- **なお、災害対策基本法に基づく国による代行処理も可能である。**

^{*}災害廃棄物量相対値(年) = 災害廃棄物量(トン) ÷ ごみ総排出量(トン)

ごみ総排出総量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

□ 災害廃棄物処理の実行

災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物処理実行計画は、発災後、国の「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を踏まえ、被災状況に応じた災害廃棄物の具体的な処理工程を、被災市町及び事務委託を受けた県が定めるものである。

処理方針の決定

災害廃棄物処理では、処理期間、処理費用、処理方法等を処理方針として最初に明示することが必要である。

- 処理方針は、主体となる市町が、想定量及び種類を前提に平常時に設定しておく。
- 廃棄物処理は、3R（削減：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle）の観点から、リサイクルを進め、焼却量、最終処分量をできるだけ少なくすることを基本とする。また、適切な生活再建を実現するため、市町が策定する復興計画と合わせて処理を行う。
- 県内に立地する一般廃棄物処理施設は、基本的に当該立地市町において発生した災害廃棄物を優先的に受け入れる。県は、当該市町での処理が困難な場合は県内広域ブロック内での処理、県内広域ブロック内での処理が困難な場合は他の県内広域ブロックでの処理、県内での処理が困難な場合は県外広域処理という形で、広域処理の範囲を検討する。
- 風水害においては、被害状況に応じて堆積土砂排除事業（国土交通省）及び災害等廃棄物処理事業（環境省）を活用した一括撤去スキームを検討する。

仮置場

災害廃棄物の処理は、災害の規模や発生量、廃棄物の性状により対応が異なる。したがって、本県並びに各市町は、災害規模別に考え方を整理し、発災時に規模に応じた適切な対応がとれるように備える。

表 災害規模別の処理対応

災害廃棄物発生量の目安	対象	仮置場の機能と処理主体			
		片付けごみ仮置場	一次仮置場	二次仮置場 ^{※1}	
1万トン以下	対象	片付けごみ	片付けごみ・解体廃棄物		
	主体	被災市町	被災市町		
10万トン～ 局所的な地震災・風水害	対象	片付けごみ	解体廃棄物		
	主体	被災市町	被災市町		
100万トン～ 大規模地震	対象	片付けごみ	解体廃棄物（分別状態）		
	主体	被災市町	被災市町 ^{※2}		
1000万トン～ 大震災レベル 南海トラフ想定	対象	片付けごみ （主に内陸部）	沿岸部	解体廃棄物（混合状態）	破碎・選別 仮設焼却炉
	主体		内陸部	解体廃棄物（分別状態）	
		被災市町	被災市町 ^{※2}		被災市町 ^{※2}

※1：二次仮置場の機能は、災害規模別の目安として示した。災害時は、事務委託の検討と併せて慎重に判断する。

※2：市町の被災状況により、市町による処理が非常に困難な場合には、市町から事務委託を受けて、県が災害廃棄物処理を実施する場合がある。

進捗管理

- 災害廃棄物処理実行計画を策定後も、新たに把握できた被害の情報に基づき、必要に応じて見直しを行っていく。
- 大規模災害における災害廃棄物処理の進捗は公費解体がボトルネックとなるため、公費解体の進捗状況についても、立会いや設計書作成、工事状況等の対応項目別に管理する。

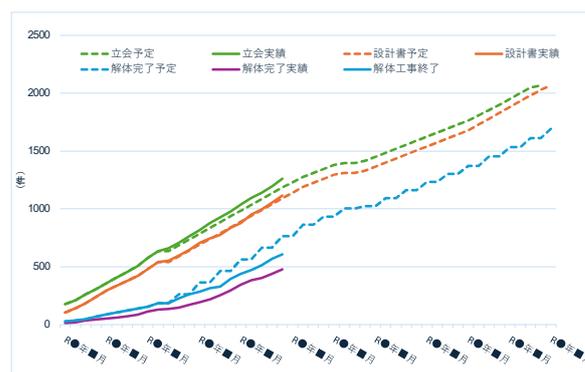


図 進捗管理のイメージ

□ デジタル技術の活用

過去の大規模災害においては、デジタル技術を活用した情報共有、進捗管理が行われた。本県及び県内市町は、発災時において、災害廃棄物発生量の推計、廃棄物の移動管理、処理状況や公費解体進捗管理に有益なデジタル技術の活用を検討する。

表 デジタル技術の事例

項目	備考
被害量の予測	防災クロスビュー（国立研究開発法人防災科学技術研究所）
災害廃棄物の数量管理	・ JW災害廃棄物処理支援システム（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター） ・ クラウド型の業務管理プラットフォームを活用した災害廃棄物処理管理システム
公費解体の進捗管理	公費解体進捗管理システム（公費解体の進捗状況を GIS 上で管理）
仮置場の位置情報	地図アプリケーションを活用した仮置場マップ

□ 計画の見直し

本計画は、国の災害廃棄物対策指針に基づき、主に県内の市町が被災した場合を想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興に必要となる事項を、平常時に対策しておくために取りまとめたものである。

国では、地域の災害廃棄物対策を強化するため、地方環境事務所が中心となり全国8箇所に地域ブロック協議会等を設置し、都道府県や政令市、民間事業者や有識者等の参加の下、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成27年11月策定）を活用し、都道府県の枠を超えた実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めている。

大規模災害に起因する廃棄物処理を取り巻く状況は常に変化しており、被災後の復旧や復興を速やかに進めるためには、本計画の実効性を確保しておくことが必要である。

このために、本計画は常に全般的な見直しを行っていくものとする。